



発行 新潟県

第22号

令和2年3月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 285 新潟県環境影響評価技術指針の一部改正（環境企画課）
- 286 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 287 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 288 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 289 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令及び新潟県国民健康保険法施行条例に規定する知事が定める数（国保・福祉指導課）
- 290 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 291 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 292 家畜注射の実施（畜産課）
- 293 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 294 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 295 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 296 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 297 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 298 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 299 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 300 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）
- 301 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）
- 302 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 303 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 304 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 305 公共測量の実施通知（監理課）
- 306 公共測量の実施通知（監理課）
- 307 公共測量の終了通知（監理課）
- 308 公共測量の終了通知（監理課）
- 309 公共測量の終了通知（監理課）
- 310 道路の区域変更（道路管理課）
- 311 道路の供用開始（道路管理課）
- 312 道路の区域変更（道路管理課）
- 313 道路の供用開始（道路管理課）
- 314 道路の区域変更（道路管理課）
- 315 道路の供用開始（道路管理課）
- 316 道路の区域変更（道路管理課）
- 317 道路の供用開始（道路管理課）
- 318 道路の区域変更（道路管理課）
- 319 道路の供用開始（道路管理課）
- 320 道路の区域変更（道路管理課）
- 321 道路の供用開始（道路管理課）
- 322 道路の区域変更（道路管理課）

- 323 道路の供用開始 (道路管理課)
- 324 道路の区域変更 (道路管理課)
- 325 道路の供用開始 (道路管理課)
- 326 道路の区域変更 (道路管理課)
- 327 道路の供用開始 (道路管理課)
- 328 道路の区域変更 (道路管理課)
- 329 道路の供用開始 (道路管理課)
- 330 土砂災害警戒区域の解除 (砂防課)
- 331 土砂災害警戒区域の解除 (砂防課)
- 332 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 333 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 334 土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)
- 335 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 336 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 337 都市計画事業の施行 (都市整備課)
- 338 都市計画事業の施行 (都市整備課)
- 339 県営住宅の家賃算定に係る利便性係数の変更 (建築住宅課)
- 340 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)
- 341 都市計画の図書の写しの縦覧 (下水道課)
- 342 都市計画の図書の写しの縦覧 (下水道課)
- 343 都市計画の図書の写しの縦覧 (下水道課)

## 公 告

一般競争入札の実施 (知事部局広報広聴課)

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込手続の変更 (建築住宅課)

## 病院局管理規程

- 1 新潟県病院局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)

## 教育委員会訓令

- 1 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正 (福利課)

## 告 示

### ◎新潟県告示第285号

新潟県環境影響評価技術指針 (平成12年4月新潟県告示第831号) の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 別表第1の24の項を25の項とし、11の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の1項を加える。

11 太陽電池発電所事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境	地質環境		その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		放射線の量	
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質	地盤	その他									
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	土地の安定性	反射光	重要な動物種及び注目すべき生息地	重要な植物種及び群落とその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	放射線の量	
影響要因の区分																	
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○													○※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○										○			○※
	造成工事及び施設の設置等				○				○	○	○			○			○※
の土存在又は及び工供用物	地形変更後の土地及び施設の存在				○	○	○	○	○	○	○			○		○	
	施設の稼働		○														
備考																	
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</p> <p>2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>4 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。</p> <p>5 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</p> <p>6 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>10 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>																	

2 次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2 参考手法				別表第2 参考手法			
参考項目		参考手法		参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
(略)				(略)			
粉じん等	(略)	(略)	(略)	粉じん等	(略)	(略)	(略)
	道路事業、林道事業、ダム事業、 <small>せき</small> 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団				道路事業、林道事業、ダム事業、 <small>せき</small> 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団		

	地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (略) (略)				地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (略) (略)		
(略)				(略)			
騒音	道路事業、林道事業、ダム事業、堰 <sup>せき</sup> 事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、焼却施設事	(略)	(略)	騒音	道路事業、林道事業、ダム事業、堰 <sup>せき</sup> 事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施	(略)	(略)

<p>業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働</p>				<p>設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働</p>		
<p>道路事業、林道事業、ダム事業、<small>せき</small>堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		<p>道路事業、林道事業、ダム事業、<small>せき</small>堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>電所事業、 太陽電池発 電所事業、 焼却施設事 業、し尿処 理施設事 業、最終処 分場事業、 下水道終末 処理場事 業、公有水 面埋立等事 業、土地区 画整理事 業、住宅団 地造成事 業、工業団 地造成事 業、流通業 務団地造成 事業、農用 地造成事 業、土石等 採取事業、 レクリエー ション施設 等事業、工 場等事業、 リゾートマ ンション等 事業及び複 合開発事業 に係る資材 及び機械の 運搬に用い る車両の運 行</p>				<p>電所事業、 焼却施設事 業、し尿処 理施設事 業、最終処 分場事業、 下水道終末 処理場事 業、公有水 面埋立等事 業、土地区 画整理事 業、住宅団 地造成事 業、工業団 地造成事 業、流通業 務団地造成 事業、農用 地造成事 業、土石等 採取事業、 レクリエー ション施設 等事業、工 場等事業、 リゾートマ ンション等 事業及び複 合開発事業 に係る資材 及び機械の 運搬に用い る車両の運 行</p>		
<p>火力発電所 事業、地熱 発電所事 業、太陽電 池発電所事</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		<p>火力発電所 事業、地熱 発電所事 業、焼却施 設事業、し</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働				尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働		
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
振動	道路事業、林道事業、ダム事業、 <sup>せき</sup> 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期	振動	道路事業、林道事業、ダム事業、 <sup>せき</sup> 堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期

事業、農用地造成事業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働			業、土石等採取事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働		
(略)			(略)		
太陽電池発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 交通量に係る状況 2 調査の基本的手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 資材及び機械の運搬に用いる車両が運行する予定の路線及び	1 予測の基本的手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測			

	<p>その周辺区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するため必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するため必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期</p>	<p>地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>			
	<p>(略)</p>				<p>(略)</p>



		<p>環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報</p>	<p>(1) 造成工事及び施設の設置等については、水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 地形改変後の土地及び施設の存在については、水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期</p>		
--	--	--	---	--	--

		を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期				
	(略)			(略)		
	(略)			(略)		
(略)				(略)		
重要な地形及び地質	(略)	(略)	(略)	重要な地形及び地質	(略)	
	火力発電所事業、地熱発電所事業、太陽電池発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在				火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在	
	(略)				(略)	
(略)				(略)		
地盤変動	(略)			地盤変動	(略)	
土地の安定性	太陽電池発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在	1 調査すべき情報 土地の安定性の状況 2 調査の基本的な手法	1 予測の基本的な手法 土地の安定性について、 表層土壌や地質の			

		<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 土地の特性を踏まえて調査地域に</p>	<p>改変の程度を踏まえた斜面安定解析等の土質工学的手法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>		
--	--	--	--	--	--

		おける土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期			
(略)	(略)			(略)	(略)
反射光	太陽電池発電所事業に係る地形変化後の土地及び施設の有存在	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地利用の状況</li> <li>(2) 地形の状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的手法                     <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> </li> <li>3 調査地域                     <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそ</p> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的手法                     <p>事例の引用又は解析</p> </li> <li>2 予測地域                     <p>調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> </li> <li>3 予測対象時期等                     <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境</p> </li> </ol>		

	れがある と認めら れる地域	影響を的 確に把握 できる時 期	
4	調査地 点 反射光 の特性を 踏まえて 調査地域 における 反射光に 係る環境 影響を予 測し、及 び評価す るために 必要な情 報を適切 かつ効果 的に把握 できる地 点		
5	調査期 間等 反射光 の特性を 踏まえて 調査地域 における 反射光に 係る環境 影響を予 測し、及 び評価す るために 必要な情 報を適切 かつ効果 的に把握 できる期 間、時期 及び時間		

		帯					
重要な動物種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	(略)	(略)	(略)	重要な動物種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	(略)	(略)	(略)
	火力発電所事業、地熱発電所事業、太陽電池発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等、地形改変後の土地及び施設の存在				火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等、地形改変後の土地及び施設の存在		
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
重要な植物種及び群落等(海域に生育するものを除く。)	(略)	(略)	(略)	重要な植物種及び群落等(海域に生育するものを除く。)	(略)	(略)	(略)
	火力発電所事業、地熱発電所事業、太陽電池発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション				火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション		

	ョン施設等 事業及びリ ゴートマン ション等事 業に係る造 成工事及び 施設の設置 等、地形改 変後の土地 及び施設の 存在				ゴートマン ション等事 業に係る造 成工事及び 施設の設置 等、地形改 変後の土地 及び施設の 存在		
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
地域を 特徴づ ける生 態系	(略)	(略)	(略)	地域を 特徴づ ける生 態系	(略)	(略)	(略)
	地熱発電所 事業、太陽 電池発電所 事業、焼却 施設事業、 し尿処理施 設事業、下 水道終末処 理場事業、 レクリエー ション施設 等事業及び リゾートマ ンション等 事業に係る 造成工事及 び施設の設 置等、地形 改變後の土 地及び施設 の存在				地熱発電所 事業、焼却 施設事業、 し尿処理施 設事業、下 水道終末処 理場事業、 レクリエー ション施設 等事業及び リゾートマ ンション等 事業に係る 造成工事及 び施設の設 置等、地形 改變後の土 地及び施設 の存在		
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
主要な 眺望点 及び景	(略)	(略)	(略)	主要な 眺望点 及び景	(略)	(略)	(略)
	火力発電所 事業、地熱				火力発電所 事業、地熱		

観資源並びに主要な眺望景観	発電所事業、太陽電池発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る地形改変後の土地及び施設 の存在			観資源並びに主要な眺望景観	発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る地形改変後の土地及び施設 の存在		
	(略)				(略)		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	(略)	(略)	(略)	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	(略)	(略)	(略)
	地熱発電所事業、太陽電池発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、地形改変後の土地及び施設 の存在				地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、地形改変後の土地及び施設 の存在		
建設工事に伴う副産物	(略)	(略)	(略)	建設工事に伴う副産物	(略)	(略)	(略)
	鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、太陽電池発				鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事		

	<p>電所事業、 焼却施設事 業、し尿処 理施設事 業、最終処 分場事業、 下水道終末 処理場事 業、レクリ エーション 施設等事業 及びリゾート マンション 等事業に 係る造成工 事及び施設 の設置等</p>				<p>業、し尿処 理施設事 業、最終処 分場事業、 下水道終末 処理場事 業、レクリ エーション 施設等事業 及びリゾート マンション 等事業に 係る造成工 事及び施設 の設置等</p>		
	(略)				(略)		
<p>廃棄物</p>	<p>(略)</p> <p>太陽電池発 電所事業に 係る地形改 変後の土地 及び施設の 存在</p>	<p>1 調査す べき事項 産業廃 棄物の性 状</p> <p>2 調査の 基本的な 手法 文献そ 他の資 料及び現 地調査に よる情報 の収集並 びに当該 情報の整 理及び解 析</p> <p>3 調査地 域 対象事 業実施区</p>	<p>1 予測の 基本的な 手法 (1) 産業廃 棄物の種 類ごとの 発生及び 処分の状 況の把握 (2) 適切な 処理・処 分の方策 の把握</p> <p>2 予測地 域 対象事 業実施区 域</p> <p>3 予測対 象時期等 発電事 業の終了</p>	<p>廃棄物</p>	<p>(略)</p>		

		域	時				
(略)				(略)			
放射線の量 (粉じん等の発生に伴うもの)	道路事業、林道事業、ダム事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開	(略)	(略)	放射線の量 (粉じん等の発生に伴うもの)	道路事業、林道事業、ダム事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開	(略)	(略)

	発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (略)				の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (略)		
放射線の量 (水の濁りの発生に伴うもの)	(略) 鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>太陽電池発電所事業</u> 、 <u>焼却施設事業</u> 、 <u>し尿処理施設事業</u> 、 <u>最終処分場事業</u> 、 <u>下水道終末処理場事業</u> 、 <u>レクリエーション施設等事業</u> 及び <u>リゾートマンション等事業</u> に係る造成工事及び施設の設置等 (略)	(略)	(略)	放射線の量 (水の濁りの発生に伴うもの)	(略) 鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、地熱発電所事業、 <u>焼却施設事業</u> 、 <u>し尿処理施設事業</u> 、 <u>最終処分場事業</u> 、 <u>下水道終末処理場事業</u> 、 <u>レクリエーション施設等事業</u> 及び <u>リゾートマンション等事業</u> に係る造成工事及び施設の設置等 (略)	(略)	(略)
放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)	(略) 鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事	(略)	(略)	放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)	(略) 鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事	(略)	(略)

<p>の)</p>	<p>業、地熱発電所事業、<u>太陽電池発電所事業</u>、<u>焼却施設事業</u>、<u>し尿処理施設事業</u>、<u>最終処分場事業</u>、<u>下水道終末処理場事業</u>、<u>レクリエーション施設等事業</u>及び<u>リゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設</u>の設置等</p>			<p>の)</p>	<p>業、地熱発電所事業、<u>焼却施設事業</u>、<u>し尿処理施設事業</u>、<u>最終処分場事業</u>、<u>下水道終末処理場事業</u>、<u>レクリエーション施設等事業</u>及び<u>リゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設</u>の設置等</p>		
<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。</u></p> <p>4 <u>この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p>				<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p>			

◎新潟県告示第286号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
丸山歯科医院	長岡市与板町与板甲1	令和2年3月1日
小出歯科医院	上越市柿崎区柿崎6108-1	令和2年3月1日
シナダ調剤薬局	柏崎市大字土合664-3	令和元年12月21日
やますけ調剤薬局片貝店	小千谷市片貝町5244番地	令和2年3月1日
大手薬局中央店	見附市本町1丁目1番34号	令和2年2月1日
五十嵐薬品 諏訪山薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山763-2	令和2年3月1日

#### ◎新潟県告示第287号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイン薬局 新井店	妙高市末広町2番2号	令和2年2月29日
熊谷歯科医院	佐渡市畑野甲533-2	令和2年2月5日

#### ◎新潟県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小山 洋（あん摩マッサージ指圧）	訪問マッサージ KEiROW えちご上越ステーション	上越市西本町2丁目3-33 CNビル3F	令和2年1月6日
峯村 絵里（はり・きゅう）	訪問マッサージ KEiROW えちご上越ステーション	上越市西本町2丁目3-33 CNビル3F	令和元年12月17日
古澤 恵太（あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう）	株式会社フレアス・フレアス 在宅マッサージ	上越市土橋1036-1 グラン フィール201	令和元年10月1日

佐伯 吉泰 (はり・きゅう)	エニーケア治療院 燕三条店	三条市東三条1丁目5-13 リベロ101号	令和2年1月7日
佐藤 宗也 (あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう)	リカバリー三条 訪問リハビリマッサージ	三条市麻布7-13	令和2年3月3日

## ◎新潟県告示第289号

国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の令和2年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0574979080227
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999985132
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999968523
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8737665622060
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8702414692212
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8801845387552

## ◎新潟県告示第290号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 県立坂町病院
- 2 所在地 村上市下鍛冶屋589番地
- 3 有効期間 令和2年5月1日から  
令和5年4月30日まで

## ◎新潟県告示第291号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所  
上越漁業協同組合  
新潟県糸魚川市大字能生字中山7567番地2地先
- 2 地方卸売市場の名称  
上越漁業協同組合地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目  
新潟県糸魚川市大字能生字中山7567番地2地先  
生鮮水産物及びその加工品
- 4 認定年月日  
令和2年3月12日  
ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

## ◎新潟県告示第292号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 実施の目的  
豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし
- 4 実施の期日  
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法  
皮下又は筋肉内注射法

#### ◎新潟県告示第293号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 区域  
佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名の区域
- 2 区分  
主として底びき網を使用して営む漁業
- 3 届出年月日  
令和2年2月25日

#### ◎新潟県告示第294号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年3月24日

新潟県村上地域振興局長

- 1 退任  
理事 村上市長松114番地 小林 達太郎  
退任年月日 令和2年3月7日

#### ◎新潟県告示第295号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年3月24日

新潟県三条地域振興局長

- 1 就任  
理事 三条市鶴田四丁目1番15号 土田 初  
(理事長)  
" " 井栗一丁目9番5号 布施 政雄  
" " 塚野目五丁目9番52号 元川 次郎  
" " 西中1593番地 神子島 新一  
" " 上保内丁63番地 渋谷 栄一  
" 加茂市大字天神林2351番地1 五十嵐 金一  
" 三条市上野原547番地1 吉川 博幸

〃	〃	荒町一丁目13番34号	小林 與司隆
〃	〃	月岡三丁目2番27号	高橋 優
〃	〃	西大崎三丁目21番7号	馬場 傳策
〃	〃	金子新田甲491番地	神子島 正芳
〃	〃	牛ヶ島1番25号	外山 丈夫
〃	〃	加茂市大字下条甲537番地子	鈴木 敏
監事	〃	三条市東鱈田740番地	佐藤 均
〃	〃	興野二丁目13番31号	捧 裕一朗
〃	〃	下保内1980番地	荒井 忍

就任年月日 令和2年3月6日

## 2 退任

理事	〃	三条市栗林758番地2	羽生 俊昭 (理事長)
〃	〃	井栗一丁目38番38号	田邊 稔
〃	〃	加茂市大字天神林2351番地1	五十嵐 金一
〃	〃	三条市上野原547番地1	吉川 博幸
〃	〃	加茂市大字下条甲3番地	小柳 寛作
〃	〃	三条市西大崎三丁目21番7号	馬場 傳策
〃	〃	鶴田四丁目1番15号	土田 初
〃	〃	月岡三丁目2番27号	高橋 優
〃	〃	上保内丁63番地	渋谷 栄一
〃	〃	牛ヶ島1番25号	外山 丈夫
〃	〃	東鱈田1437番地	小林 七一郎
〃	〃	塚野目六丁目7番18号	佐藤 義則
〃	〃	金子新田甲491番地	神子島 正芳
監事	〃	井栗三丁目4番3号	横山 茂樹
〃	〃	西中1593番地	神子島 新一
〃	〃	下保内1980番地	荒井 忍

退任年月日 令和2年3月5日

## ◎新潟県告示第296号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年3月24日

新潟県佐渡地域振興局長

## 1 就任

理事	〃	佐渡市畑野甲722-3	渡邊 敏夫 (理事長)
〃	〃	上横山719-1	掃部 利久
〃	〃	千種乙446-1	本間 清一
〃	〃	吉井本郷1083-5	藤井 甚栄
〃	〃	新穂青木684	川上 治
〃	〃	大倉谷640	山本 雅和
〃	〃	西三川1046	島倉 武昭
〃	〃	羽茂滝平163	駒形 利一郎
〃	〃	羽茂本郷1176	北島 敬司
〃	〃	下新穂131-3	森田 義人
監事	〃	映田94	河原 森久
〃	〃	羽茂村山699	早川 雅春

就任年月日 令和2年3月7日

## 2 退任

理事	佐渡市畑野甲722-3	渡邊 敏夫 (理事長)
〃	〃 上横山719-1	掃部 利久
〃	〃 千種乙446-1	本間 清一
〃	〃 吉井本郷1083-5	藤井 甚栄
〃	〃 新穂青木684	川上 治
〃	〃 大倉谷640	山本 雅和
〃	〃 西三川1046	島倉 武昭
〃	〃 小木町1940-39	中川 忠夫
〃	〃 吉井本郷404	脇野 久三郎
監事	〃 金井新保乙604	石船 孝夫
〃	〃 羽茂村山699	早川 雅春
退任年月日	令和2年3月6日	

### ◎新潟県告示第297号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営珠川地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称  
緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和2年3月25日から令和2年4月21日まで

3 縦覧に供する場所  
十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第298号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営蟹沢地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年3月25日から令和2年4月21日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第299号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営大久保地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年3月25日から令和2年4月21日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び吉川区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴

えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第300号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営大和沢地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年3月25日から令和2年4月21日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第301号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営清津川右岸地区農業用排水施設整備(かんがい排水(集積型))事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年3月25日から令和2年4月21日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第302号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
求草	区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業	長岡市	平成31年3月28日

#### ◎新潟県告示第303号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
藪神北部	区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	南魚沼市	令和2年2月27日

#### ◎新潟県告示第304号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
豊川	農業用道路整備(一般農道整備)事業	阿賀町	令和2年3月5日

#### ◎新潟県告示第305号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、六九・中ノ郷地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(団体営(非補助)土地改良事業 六九・中ノ郷地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和2年3月16日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 阿賀野市寺社地内

#### ◎新潟県告示第306号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、百津地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(団体営(非補助)土地改良事業 百津地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和2年3月16日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 阿賀野市百津町地内

◎新潟県告示第307号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和元年8月6日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 長岡市一部、柏崎市一部、刈羽郡刈羽村一部、南魚沼郡湯沢町一部

◎新潟県告示第308号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量 地図情報レベル1000)
- 2 作業期間 令和元年8月7日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 長岡国道事務所管内

◎新潟県告示第309号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 潟地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和元年10月15日から令和2年3月6日まで
- 3 作業地域 長岡市寺泊中曽根、燕市真木山ほか地内

◎新潟県告示第310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市大月字與荷田2279番1から	新	11.0~14.6メートル	336.9メートル

同市大月字稲場611番1まで	旧	6.6～13.4メートル	336.5メートル
----------------	---	--------------	-----------

## ◎新潟県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 塩沢大和線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市大月字與荷田2279番1から同市大月字稲場611番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

## ◎新潟県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下折立浦佐停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市浦佐4665番6から	新	14.0～19.0メートル	254.4メートル
同市浦佐4509番1まで	旧	9.0～19.4メートル	254.2メートル

備考 路線の重用

一部区間県道雷土新田浦佐線と重用

## ◎新潟県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 下折立浦佐停車場線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市浦佐4665番6から同市浦佐4509番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

## ◎新潟県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 雷土新田浦佐線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市浦佐4491番1から 同市浦佐4503番6まで	新	15.8～28.2メートル	66.0メートル
	旧	15.8～28.2メートル	65.0メートル

◎新潟県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 雷土新田浦佐線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市浦佐4491番1から同市浦佐4503番6まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

◎新潟県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字南条字天神腰3287番1から 同市大字南条字馬場3740番25まで	新	8.7～15.6メートル	515.4メートル
	旧	6.0～15.6メートル	514.5メートル

◎新潟県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字南条字天神腰3287番1から同市大字南条字馬場3740番25まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

◎新潟県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市北園町字大西517番9から	新	12.1～15.3メートル	280.8メートル
同市安政町字西新田399番3まで	旧	11.8～14.5メートル	280.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 402号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市北園町字大西517番9から	新	12.1～15.3メートル	280.8メートル
同市安政町字西新田399番3まで	旧	11.8～14.5メートル	280.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市安政町字西新田399番3から	新	12.1～15.3メートル	280.8メートル
同市北園町字大西517番9まで	旧	11.8～14.5メートル	280.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

#### ◎新潟県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号

- 2 供用開始の区間  
柏崎市北園町字大西517番9から同市安政町字西新田399番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

◎新潟県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柿崎小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字久米字須山3715番から	新	7.8～12.4メートル	261.8メートル
同市大字久米字須山3705番まで	旧	6.6～11.8メートル	261.7メートル

◎新潟県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柿崎小国線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字久米字須山3715番から同市大字久米字須山3705番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

◎新潟県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市高柳町石黒字ナゲ池3511番5から	新	21.0～44.0メートル	27.6メートル
同市高柳町石黒字ナゲ池3506番1まで	旧	19.0～42.0メートル	27.6メートル

◎新潟県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市高柳町石黒字ナゲ池3511番5から同市高柳町石黒字ナゲ池3506番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

◎新潟県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田代小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字善根字磯辺1718番1から	新	7.7～17.1メートル	475.7メートル
同市大字善根字家ノ下2819番1まで	旧	7.3～17.0メートル	475.1メートル

◎新潟県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 田代小国線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字善根字磯辺1718番1から同市大字善根字家ノ下2819番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

◎新潟県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市三和区桑曾根字大抜350番1から	新	8.2～24.6メートル	55.3メートル

同市三和区桑曾根字大抜352番1まで	旧	7.8～23.8メートル	55.3メートル
--------------------	---	--------------	----------

備考 路線の重用  
全区間県道上越安塚浦川原線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚浦川原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市三和区桑曾根字大抜350番1から	新	8.2～24.6メートル	55.3メートル
同市三和区桑曾根字大抜352番1まで	旧	7.8～23.8メートル	55.3メートル

備考 路線の重用  
全区間県道上越安塚柏崎線と重用

◎新潟県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。  
令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 上越安塚柏崎線
- 2 供用開始の区間  
上越市三和区桑曾根字大抜350番1から同市三和区桑曾根字大抜352番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

◎新潟県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。  
令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市達者447番から	新	15.0～56.2メートル	102.1メートル
同市達者166番1まで	旧	14.4～39.0メートル	102.1メートル

## ◎新潟県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市達者447番から同市達者166番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

## ◎新潟県告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年2月22日新潟県告示第188号）を次のとおり解除する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
権吉川地区	新潟市西蒲区岩室温泉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第331号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成17年3月25日新潟県告示第520号）を次のとおり解除する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栄町地区	長岡市栄町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第332号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年2月22日新潟県告示第189号）の指定を解除する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
権吉川地区	新潟市西蒲区岩室温泉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)

◎新潟県告示第333号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成21年12月11日新潟県告示第1561号）の指定を解除する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
尾白川地区	五泉市小山田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成17年3月25日新潟県告示第521号）の指定を解除する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栄町地区	長岡市栄町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
権吉川地区	新潟市西蒲区岩室温泉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上三林地区	三条市笠堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

笠堀(2)地区	三条市笠堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠堀(4)地区	三条市笠堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カツラ沢地区	三条市笠堀	次の図のとおり	土石流
笠堀1地区	三条市笠堀	次の図のとおり	土石流
笠堀2地区	三条市笠堀	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栄町地区	長岡市栄町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角英世

### 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上三林地区	三条市笠堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栄町地区	長岡市栄町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角英世

### 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 五泉都市計画道路事業

- (2) 名称 3・5・4号土深本町善願線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
新潟県五泉市泉町2丁目、泉町1丁目、宮町及び本町3丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

◎新潟県告示第338号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。  
令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 長岡都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・103号見附下新町線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事業施行期間  
平成25年12月2日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

◎新潟県告示第339号

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値(令和元年7月新潟県告示第262号)を次のとおり改め、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
本条	1号棟	0.8015	本条	1号棟	0.8015
		0.8235			
(略)			(略)		
南四日町	1号棟	0.9932	南四日町	1号棟	0.9932
		1.0000			
	2号棟	0.9932			
		1.0000			
	3号棟	0.9932	3号棟	0.9932	
		1.0000			

	4号棟	0.9932 1.0000		4号棟	0.9932
(略)			(略)		
堤下	1号棟	0.9197	堤下	1号棟	0.9197
		0.9597			3号棟
	0.9197	0.9197			
	0.9597				
(略)			(略)		
南吉田	1号棟	1.0000	南吉田	1号棟	0.9621
	2号棟	1.0000		2号棟	0.9621
(略)			(略)		
山王南	1号棟	0.9378	山王南	1号棟	0.9378
		0.9778			2号棟
	0.9378	0.9378			
	0.9778				
(略)			(略)		

備考 2の利便性係数が規定されている棟については、入浴設備を入居者負担としている住戸にあつては上段の利便性係数を、それ以外の住戸にあつては下段の利便性係数を適用する。

◎新潟県告示第340号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
令和2年3月24日

新潟県長岡地域振興局長

- 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 指定の年月日  
令和2年3月10日
- 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
見附市本所一丁目107番10の内	6.00	31.97

◎新潟県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 燕弥彦都市計画下水道  
名称 燕市公共下水道（燕処理区）
- 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 燕弥彦都市計画下水道  
名称 燕市公共下水道(西川処理区)
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

#### ◎新潟県告示第343号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 燕弥彦都市計画下水道  
名称 燕南町都市下水路
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

## 公 告

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全戸配布広報紙「県民だより」新聞折込業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (2) 履行期間  
契約日から令和3年3月31日まで
  - (3) 履行場所  
新潟県庁
  - (4) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 県内の新聞販売店を通じ、新聞購読戸に折込日にあわせて確実に配布できること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。
  - (7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。
  - (8) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。
  - (9) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
  - (10) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県知事政策局広報広聴課広報係  
電話番号 025-280-5014 (直通)

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から令和2年3月30日(月)まで上記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札の日時及び場所  
令和2年4月3日(金) 午後2時  
新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
入札保証金は、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に年間折込見込み部数1,924,480部(春号発行予定(481,120部)×4回)を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第43条第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札参加者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を令和2年3月31日(火)午後5時までに、上記3(1)に定める場所に提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

- (5) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 誓約書の提出  
暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

- (8) 落札者の決定方法  
本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込手続の変更について(公告)

令和2年3月3日付け公告(令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施)の一部を、次のとおり変更する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

変更後	変更前
<p>3 受験申込手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和2年3月25日(水)から令和2年4月13日(月)まで</p> <p>イ 申込方法及び郵送 (略)</p> <p>(2) 受付場所における受験申込み 中止</p>	<p>3 受験申込手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和2年3月25日(水)から令和2年3月31日(火)まで</p> <p>イ 申込方法及び郵送 (略)</p> <p>(2) 受付場所における受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和2年4月9日(木)から令和2年4月13日(月)まで(土・日曜日を含む。)</p> <p>イ 受付時間</p>

	<p>午前10時から午後5時まで</p> <p>ウ 受付場所 公益社団法人新潟県建築士会 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階</p> <p>エ 申込書の受付 上記ウの受付場所に、原則として、申込者本人が受験申込書を直接提出したものについて行う。</p>
--	---

**病院局管理規程**

**新潟県病院局管理規程第1号**

新潟県病院局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の退職手当に関する規程（昭和55年新潟県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当)</p> <p><b>第2条</b> 職員の退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の例による。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師の退職手当については、別に定めるところによる。</u></p>	<p>(退職手当)</p> <p><b>第2条</b> 職員の退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号。<u>以下「条例」という。</u>）の例による。</p>

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**教育委員会訓令**

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月24日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>給食調理場 学校に附設する給食調理場を一括して一の事業場としたものをいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(衛生管理者又は衛生推進者及び安全衛生推進者)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p><u>2 給食調理場に、安全衛生推進者を置く。</u></p> <p><u>3 衛生管理者又は衛生推進者は、当該所属の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第7条第1項第3号又は第12条の3の規定による資格を有する者の中から校長が選任する。</u></p> <p><u>4 安全衛生推進者は、安衛則第12条の3の規定による資格を有する者の中から教育長が選任する。</u></p> <p>(衛生管理者、衛生推進者及び安全衛生推進者の職務)</p> <p><b>第10条</b> 衛生管理者及び衛生推進者は、次の各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。</p> <p>(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 給食調理場 学校に附設する給食調理場をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(衛生管理者又は衛生推進者)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p><u>2 衛生管理者又は衛生推進者は、当該所属の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第7条第1項第3号又は第12条の3の規定による資格を有する者の中から校長が選任する。</u></p> <p>(衛生管理者及び衛生推進者の職務)</p> <p><b>第10条</b> 衛生管理者及び衛生推進者は、次の各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。</p> <p>(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>

すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全衛生に関すること。

2 安全衛生推進者は、前項各号に掲げる業務のうち安全衛生に係る技術的事項を管理する。

3 衛生管理者又は衛生推進者は、職場を巡視し、衛生状態等に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生担当者)

第12条 (略)

2 (略)

3 安全衛生担当者は、当該調理場における安全衛生管理者並びに衛生管理者若しくは衛生推進者及び安全衛生推進者の業務を補助する。

(学校管理医の職務)

第14条 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者若しくは安全衛生推進者に指導若しくは助言することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(健康管理医)

第15条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、定時制及び通信制の課程(学校に2つ以上の課程が設置されている場合に限る。)並びに分校に健康管理医を置くことができる。

(健康管理医の職務)

第16条 健康管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

(1)～(3) (略)

(報告)

第39条 校長は、次の各号に掲げる場合に、安衛則の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権行使区分に従い、新潟県人事委員会又は学校の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 産業医(学校管理医)を選任した場合(常時

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の衛生に関すること。

2 衛生管理者又は衛生推進者は、職場を巡視し、衛生状態等に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生担当者)

第12条 (略)

2 (略)

3 安全衛生担当者は、給食調理場における安全衛生管理者及び衛生管理者又は衛生推進者の業務を補助する。

(学校管理医の職務)

第14条 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(健康管理医)

第15条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、定時制及び通信制の課程(学校に2つ以上の課程が設置されている場合に限る。)並びに分校(以下「分校等」という。)に健康管理医を置くことができる。

(健康管理医の職務)

第16条 健康管理医は、当該分校等における、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

(1)～(3) (略)

(報告)

第39条 校長は、次の各号に掲げる場合に、安衛則の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権行使区分に従い、新潟県人事委員会又は学校の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。

(1) (略)

<p>50人以上の職員を有する学校に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第 40 条 教育長は、安全衛生推進者を選任したときは、学校総括安全衛生管理者に別に定める報告書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 校長は、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者及び安全衛生担当者を選任したときは、学校総括安全衛生管理者に別に定める報告書を提出しなければならない。</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第 40 条 校長は、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者及び安全衛生担当者を選任したときは、学校総括安全衛生管理者に別に定める報告書を提出しなければならない。</u></p>
---	---